

# 都市計画道路対馬江大利線街路樹維持管理計画



令和7年11月

寝屋川市

目次

1	目的	P1
2	メタセコイヤの生態	P1
3	剪定基準の考え方	P1～3
4	剪定内容・剪定方針の決定	P4～5
5	維持管理の実施及び頻度	P6
6	清掃について	P7～8
7	点検及び調査の実施	P9～10
8	管理計画の改訂	P11
	植樹樹断面図	P12
	用語集	P13～14

## 1 目的

都市計画道路対馬江大利線は、寝屋川市駅西側に、緑や公園が少ない現状を踏まえ、「道路に公園機能を持たせる」ことをコンセプトに、整備してまいりました。

本維持管理計画は、今後、道路利用者が安全に通行できる環境等を確保するとともに、街路樹の樹形を保ち、公園機能を維持することで良好な都市景観の創出と維持を目的に策定を行うものです。

## 2 メタセコイヤの生態

- ・ 成長が早く、幹はまっすぐに伸び、見事な円錐形に育つ。
- ・ 花が2月～3月に咲き、10月ごろに実がなる。
- ・ 秋には紅葉し、落葉は12月頃、落実は4月上旬がピーク。
- ・ 暑さや寒さに強く、環境への適応性が高い。

## 3 剪定基準の考え方

街路樹の管理は、歩道の幅員や沿道の状況、樹木の種類や成長の特性などを踏まえ、あらかじめ定めた樹形（木の形）が維持できるように剪定を実施します。

### (1) 建築限界の確保 図一1 参照

道路法第30条および道路構造令第12条では、車道側で高さ4.5メートル、歩道側で高さ2.5メートルの通行に支障がない空間が定められています。この空間を確保できるように、必要に応じて枝の剪定や下枝の除去を行い、人や車が安全に通行できる環境を保ちます。

### (2) 沿道建物との間隔（クリアランス）の確保 図一2 参照

適切なクリアランスが確保できない場合は、周辺住民の生活に影響を与えるおそれがあります。

そのため、沿道の土地利用状況に応じて適切な間隔（クリアランス）を設定し、樹木が健全に生育できる範囲内で枝張りを調整します。

クリアランスの設定にあたっては、図-2を参考に、現地の状況を踏まえて判断します。

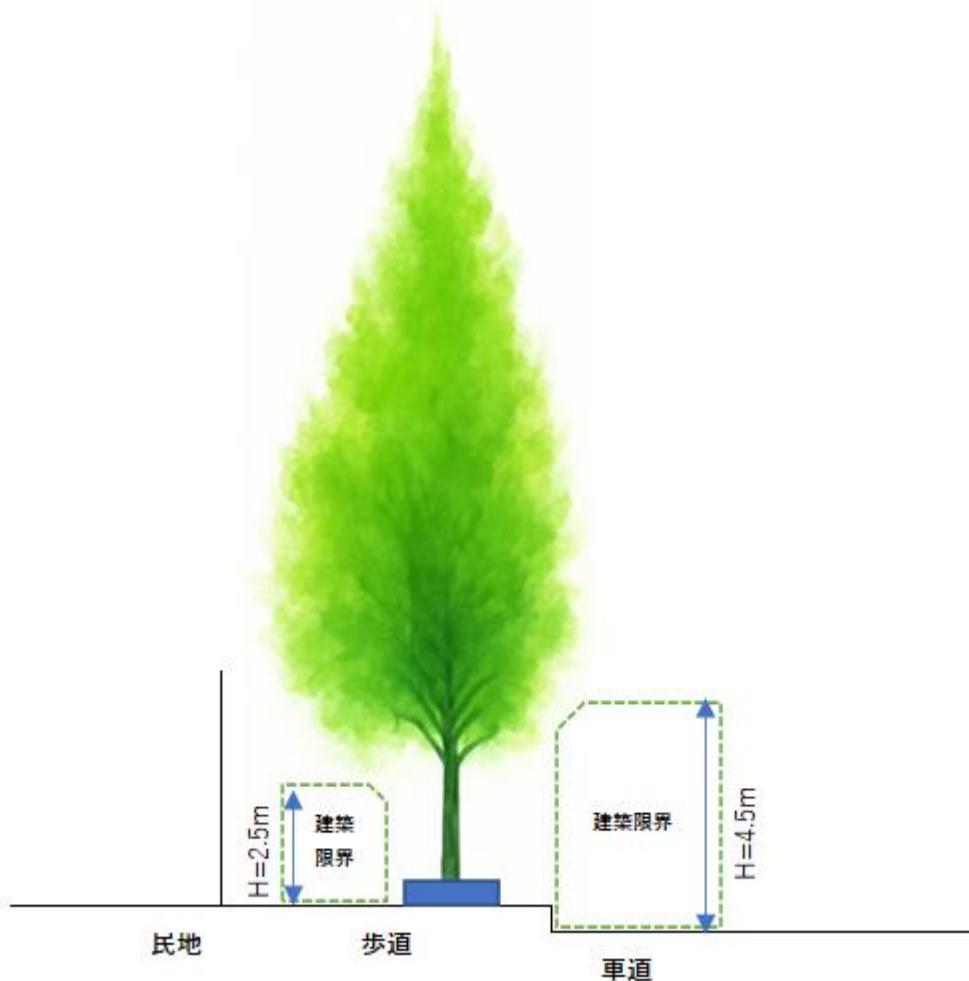
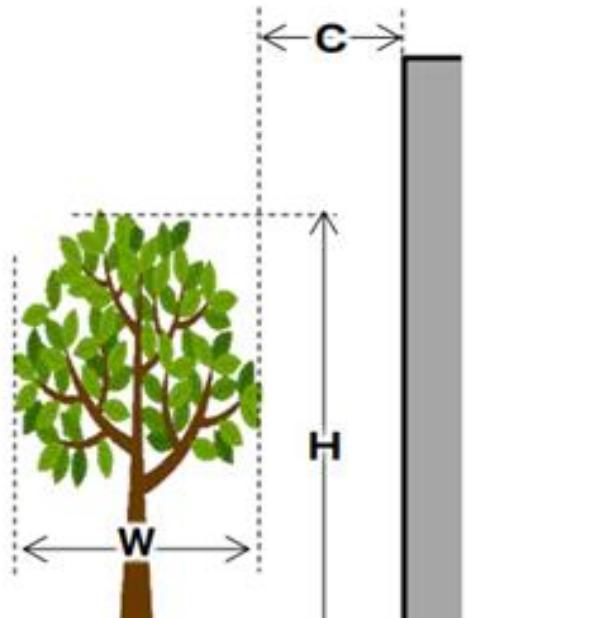


図-1 建築限界の確保



沿道土地利用分類	クリアランス(C)
公共施設 オープンスペース	0m
ビル街	0.5m
商店街	1.5m
住宅街	0.5m
その他(工場等)	0m

出典：「緑量に関する基礎調査報告書」  
(平成4年3月 東京都)

図-2 沿道建物とのクリアランスの確保

## 4 剪定内容・剪定方針の決定

### (1) 剪定の内容 図-3参照

剪定は下記の目的で実施します。

- ・ 不要枝の剪定
- ・ 建築限界及びクリアランス確保のための剪定

### (2) 剪定の時期

- ・ 不要枝の剪定は、適宜実施するものとする。
- ・ 建築限界及びクリアランス確保のための剪定については、適宜確認の上、剪定を実施するものとする。

### (3) 剪定の方針 図-4参照

メタセコイヤの剪定は、樹形を適切に維持しながら実施し、剪定にあたっては、以下の点に留意します。

#### ア 枝葉の均整維持

街路樹の剪定では、樹体全体の枝葉の均整を重視します。

特に、頂部の枝葉が過度に繁茂すると下方枝の生育を妨げるため、優勢な頂部の枝葉を間引き、下方の枝葉をできるだけ健全に保つよう剪定します。

#### イ 枝葉密度のバランス

樹冠を上部・中部・下部の三つの層に分け、それぞれの枝を残す理想的な割合として原則「上部1：中部2：下部3」とし、樹形全体の安定した生育を図ります。

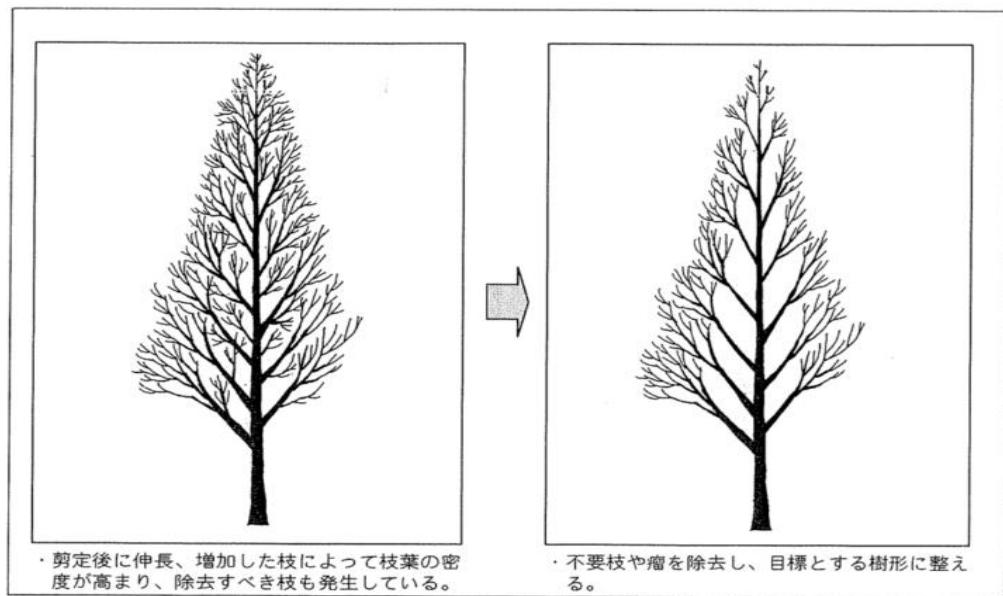
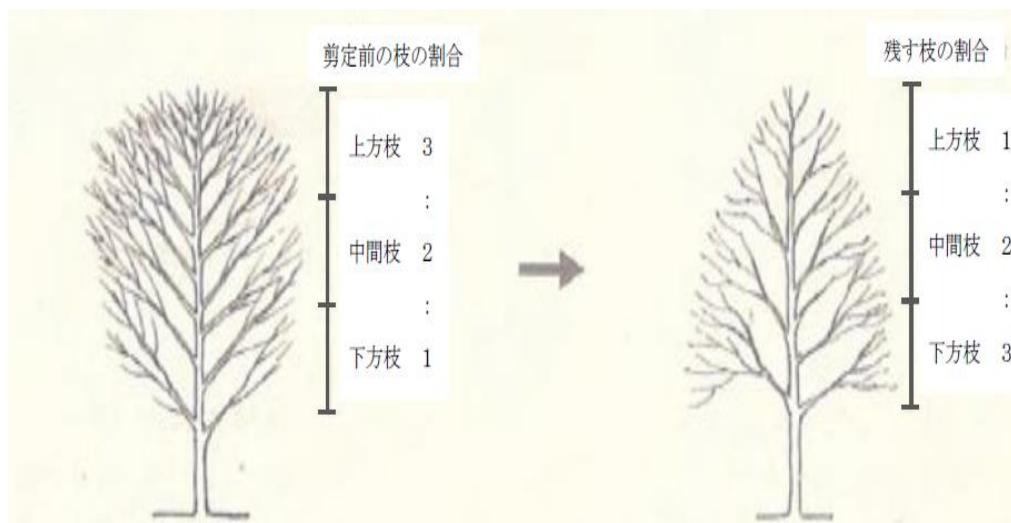


図-3 剪定内容



出典：「街路樹剪定ハンドブックー美しい街路樹づくりに向けてー」  
(平成 26 年 一般社団法人 日本造園建設業協会)

図-4 剪定方針

## 5 維持管理の実施及び頻度

管理内容等は、以下のとおりとし、状況に応じて適時見直しを図ります。

### ■維持管理の内容

作業区分	管理内容	頻度
通常管理	剪定	<ul style="list-style-type: none"><li>不要枝の剪定</li><li>建築限界及びクリアランス確保のための剪定</li></ul>
	害虫等防除	<ul style="list-style-type: none"><li>防虫剤散布</li><li>樹幹注入</li></ul>
	除草	<ul style="list-style-type: none"><li>植樹枠が対象</li></ul>
	落葉清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>歩道の落葉・落実の回収作業</li></ul>
	育成管理	<ul style="list-style-type: none"><li>枯損樹木の伐採</li><li>植栽後の灌水</li></ul>
	日常点検	<ul style="list-style-type: none"><li>巡回による目視点検 (枯れ、異常の有無)</li></ul>
	緊急時点検	<ul style="list-style-type: none"><li>台風等災害時の巡回</li></ul>
	緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"><li>要望、通報による現場対応</li></ul>
調査・診断		<ul style="list-style-type: none"><li>健全度調査の実施</li><li>臨時調査の実施</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>概ね5年に1回</li><li>適宜</li></ul>

## 6 清掃について

### (1) 清掃時期

#### ア 定期清掃

落葉清掃については、主に 10 月～12 月を、落実については、4 月～5 月を中心に現地の状況に応じて実施します。

#### イ 臨時清掃

台風等の自然災害の発生後に実施するもので、現地の状況を確認し、倒木や落枝、落葉の散乱などにより通行や安全に支障が生じている場合は、速やかに清掃・撤去を行います。

### (2) 清掃内容 図一5参照

メタセコイヤの健全な生育環境を維持するとともに、歩行者や車両の安全確保、道路景観の向上等を主な目的として実施するものとし、清掃内容は以下のとおりとします。

#### ア 実施目的

- ・ 歩行者・車両の安全確保
- ・ 美観の維持（まちなみ景観の向上）
- ・ 雨水排水機能の確保（落葉詰まり防止）
- ・ 樹木の健全な生育環境の維持

#### イ 実施内容

- ・ 落葉、落枝、落実の清掃

枝葉の自然落下や剪定後の残材を回収・処理し、特に秋季の落葉期、春季の落実期には、歩道・車道への堆積を防ぐため定期的に清掃を実施します。また、雨水枡・側溝・排水路などにたまつた落葉の除去や、近隣家屋への落葉等についても必要に応じて清掃を行います。

- ・ 樹木周辺の清掃

植樹ます内（街路樹の根元部分）に投げ捨てられた空き缶・ペットボトル、落ち葉などのごみの撤去も行います。

- ・ 清掃後の点検、整理

清掃後に、舗装面の浮きや破損の有無を確認し、回収した枝葉・ごみは適切に分別し、処理施設へ搬出します。

- ・ 町内清掃等

町内清掃等に合わせて、沿道清掃のご協力をお願いする場合があります。

### (3) 作業内容の周知

沿道住民が、定期清掃及び臨時清掃の作業日時、清掃内容等について把握できるように、ホームページ等において、分かりやすい周知を行います。

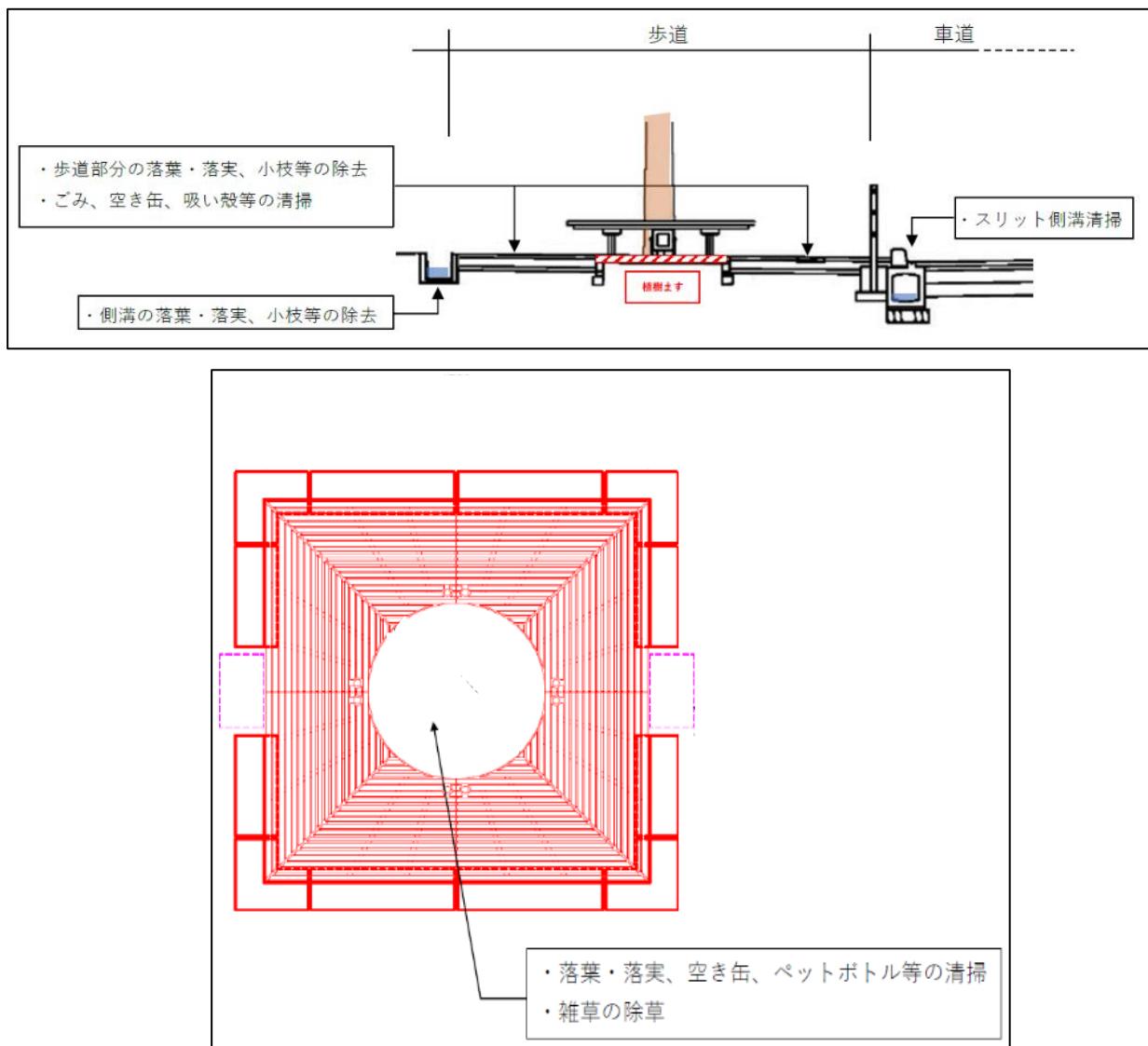


図-5 清掃内容

## 7 点検及び調査の実施 図一6参照

メタセコイヤの健全度調査は、「点検調査」と「調査・診断」に分けて実施します。

### (1) 点検調査について

点検調査は、「日常点検」と「定期点検」からなり、樹木の外観から異常の有無を目視などにより確認します。

#### ア 日常点検

徒歩または車両からの目視によって、枯れ木や枯れ枝、ぶら下がり枝などの危険な枝をはじめ、通行障害、見通しの悪化（視距不良）や標識の見えにくさ（視認障害）など、道路交通への影響がないかを点検します。

#### イ 定期点検

剪定に合わせて、点検を行い、剪定業務を受注した業者が作業時に気付いた異常の報告を行い、職員が異常について現地確認を行います。

異常が確認された場合は、臨時調査を行います。

### (2) 調査・診断

調査・診断では、高い専門性と正確性が求められるため、街路樹診断士などの専門技術者が実施します。

調査の結果、生育不良、根上がり、過密化、または景観価値の低下などの問題が発生した場合、また倒木などにより道路交通等へ支障を及ぼすおそれがあると判明した場合には、樹木内部の診断を行い、腐朽（ふきゅう）・空洞の程度を把握します。

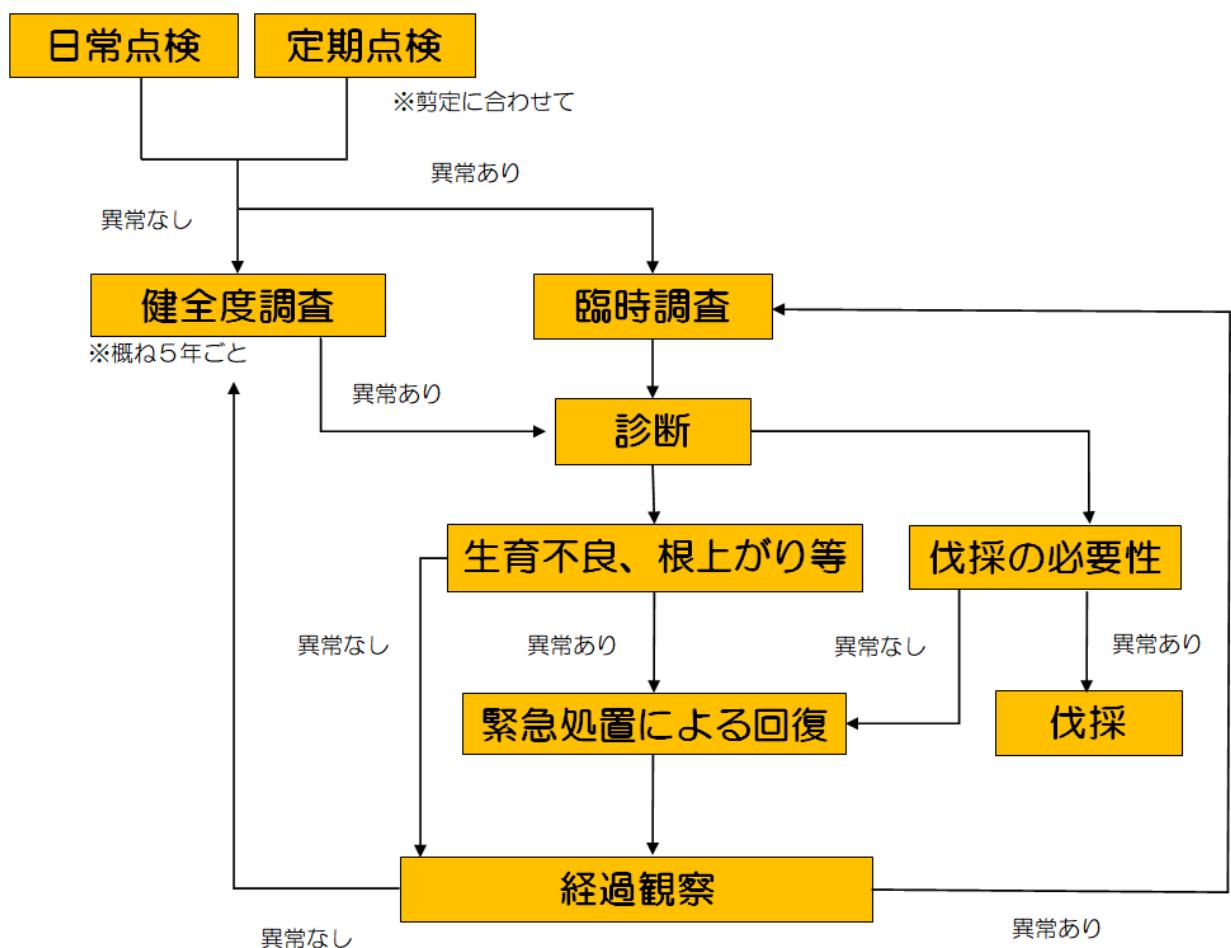
#### ア 健全度調査の頻度

概ね5年ごとに調査を行います。

#### イ 臨時調査の頻度

日常点検及び定期点検において、異常があった場合に行います。調査を実施した樹木の次回の診断時期については、調査結果や樹木の状態を踏まえ、診断を担当した街路樹診断士などの専門技術者と協議のうえで決定します。

併せて判断の基準となる診断項目や実施判断のフローチャートを改訂するなど、それらに基づいて、適切な時期に次回の診断を実施できるよう計画的に管理します。



図－6 点検及び調査の実施

## 8 管理計画の改訂

管理計画は、樹木の成長に合わせて更新し、継続的に管理内容を検討していくものとします。

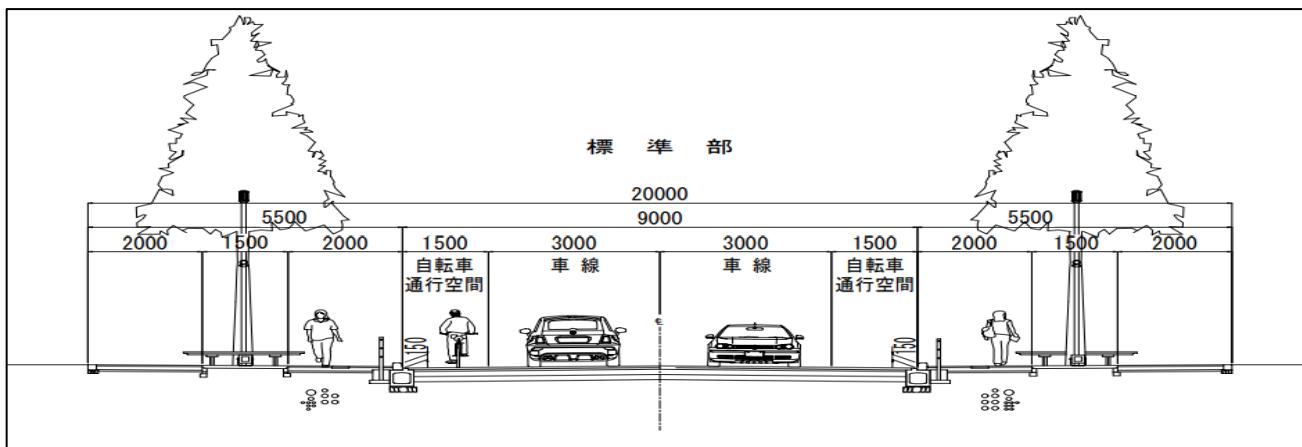
現時点では、健全度調査は令和8年度から概ね5年後に実施する予定としています。

調査の結果に応じ、各樹木の診断結果を基に、樹木の点検時期等を判断し、伐採の必要性の検討や緊急措置の対応を行い、定期的な点検を実施してまいります。

中長期的な改訂については、将来にわたって健全な樹木の生育環境を維持・改善していくことを目的として、段階的に維持管理計画の改訂を行います。

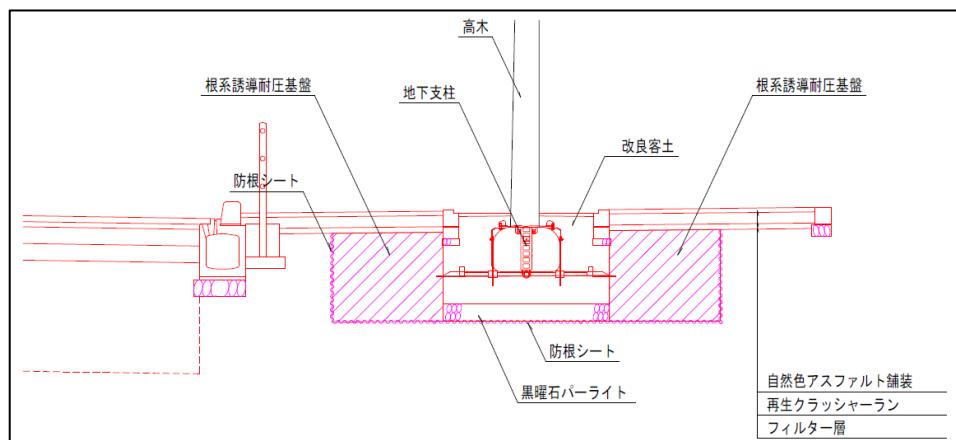
また、健全な生育環境の維持や、地域のシンボルとなる美しい景観を守るために、専門家の意見を聴きながら検討してまいります。

## 【道路標準断面】

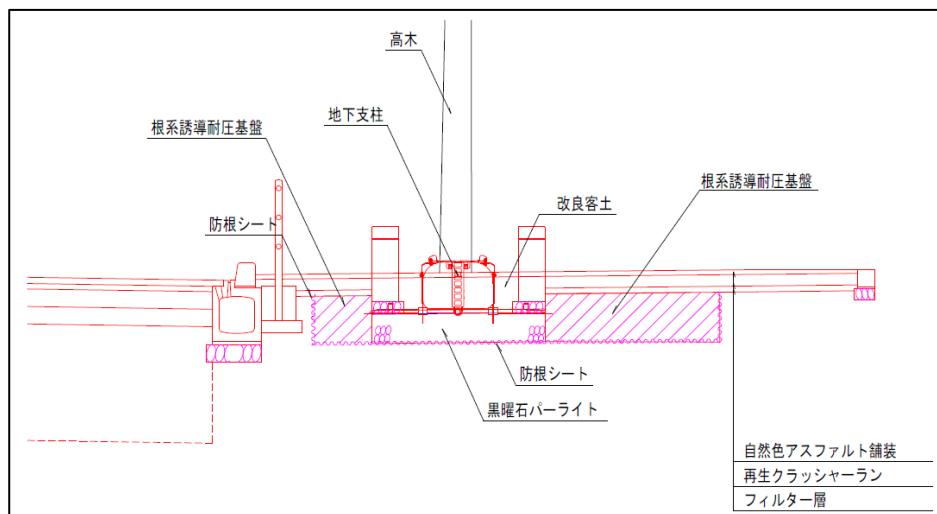


## 【植樹枠断面図】

《従来タイプ》



《嵩上げタイプ》



## 【用語集】

- ・ 建築限界：道路において構造物等により車両や歩行者の交通の安全性、円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅及び高さの範囲。

### 《樹木関連》

- ・ 高木：植栽時の樹高3メートル以上。
- ・ 中木：植栽時の樹高1メートル超え3メートル未満。
- ・ 低木：植栽時の樹高1メートル以下。

### 《植樹枠関連》

- ・ 地下支柱：樹木を地下で支え、転倒を防ぎながら、根が活着して健全に生育するのを助けるための支柱。
- ・ 防根シート：樹木の根が建物やインフラに被害を与えるのを防ぐために地中に埋め込まれる特殊なシート。
- ・ 黒曜石パーライト：黒曜石を高温で焼成発泡させて作られた、透水性、通気性に優れた超軽量の土壤改良材。
- ・ 根系誘導耐圧基盤：樹木の根上りや倒木の予防のため育成基盤を形成したもの。
- ・ 改良客土：植樹枠に植え付けられる土壤が不良な場合や、植物の生育に必要な土の厚さが不足している場合に、植物に適した良質な土壤を運び入れて土壤を改良する手法。
- ・ 自然色アスファルト舗装：街路樹を植えるための囲われた植栽スペースに自然な色合いのアスファルト舗装。
- ・ 再生クラッシャーラン：建設廃棄物（コンクリート塊やアスファルト塊など）を破碎・再生して作られた碎石製品で土壤の

侵食を防いだり、地中に水分を浸透させたりする用途で植樹枠の表層に敷き詰められるもの。

- フィルター層：樹木の根元に設けられる、水はけを良くし、土の流出を防ぐための層であり、一般的には砂や碎石などを使い、透水性の高い材料で構成され、雨水がスムーズに浸透し、同時に細かな土が流れ出すことを防ぎ植樹枠の耐久性を高めるもの。